

令和 8 年度 京都市立紫竹小学校「学校のきまり」見直し計画

本校では、関係教職員で組織される委員会及び児童会（本部委員会）によって毎年「学校のきまり」の確認、見直しを行っています。これまで令和 5 年度並びに令和 6 年度には学校に持って来る、持ち物について、児童会の意見をもとに見直しが図られました。今後も教職員の教育観や児童会の主体性を生かしながら、児童のよりよい学校生活に寄与できるように取り組んでいきます。

時期	「学校のきまり」見直しに向けた取組
新年度 Ⅰ学期始業まで	・関係教員で、新年度の「学校のきまり」策定に向けた検討会を実施 ・職員会議にて「学校のきまり」確認、承認
2 ～ 3 学期	・児童会（本部委員会）が主体となり、各学年代表委員会とともに学校のきまりについて意見交流 ・出てきた意見について相談・意見交流し、担当教員への申出および職員会議への提案 ・児童から出てきた意見について、関係教職員で組織する委員会で検討、職員会議に諮る ・結果を児童会と共有
3 学期	・Ⅰ年間の児童の様子や児童会から提案された意見をもとに振り返り ・次年度へと申し送り